

とんぼ玉クラブ会則

第 1 条

【名 称】 本会は、とんぼ玉クラブと称する。

第 2 条

【目 的】 本会は、ガラス工芸のとんぼ玉制作を通じて、会員のアート感覚を高めるとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 3 条

【会 員】 本会の会員は、会の目的に賛同して入会した者で、本会の規定に従うことのできる者とする。

第 4 条

【役 員】 本会に会長 1 名、副会長 1 名、マネージャー 1 名、広報 1 名の役員をおく。
役員は、会員の互選により決定する。役員の任期は 1 年とする。但し、重任を妨げない。
会長は、本会を代表し、会の運営を司る。副会長は、会長を補佐し、会長不在時に会長代行を行う。マネージャーは、会計など会の事務的業務を行う。広報は、本会の PR 活動を行う。

第 5 条

【会 費】 入会金は 0 円、年会費は一人当たり 3,000 円とする。小学生以下の子供は無料とする。
会計年度は、4 月～3 月とし、1～3 月に入会した者の年会費は、当該年度のみ 1,000 円とする。

第 6 条

【材 料】 会員は事前に材料（ガラス棒）を購入し、自分の材料でとんぼ玉を制作するものとする。材料費は、1 本 600 円とする。離型剤及び消耗品などはクラブ運営資金で賄う。

第 7 条

【体験費用】 とんぼ玉体験者は、実費として下表に示す費額（単位：円）を収めることとする。
費額は、先生の講師代、ガス・電気・水道・コーヒー代、非会員の材料費などに充てる。

種 別	先生の指導あるとき	先生の指導ないとき
会 員	1,000	600
非 会 員	3,000	2,000

上記費額による体験時間は 1 時間 30 分、3 個を目安とし、それを超えた場合、非会員にあっては+500 円/個とする。

第 8 条

【運営委員会】 クラブ活動を活発に行うため、クラブ運営委員会を設け、展示会、コンテスト、親睦見学会【工房、大学、美術館】などを計画・運営する。

【附 則】 本会則は、平成 17 年 4 月 15 日から施行する。

第 4 条の役員は、初年度については、スマイルネット玉情協の会員から選任する。

- 平成 17 年度役員 会長：田中宣史^{のぶひと} 副会長：畑英幸 会計：田中宣史^{のぶひと} 広報：岡部成行^{しげゆき}
- 平成 18 年度役員 会長：田中宣史 副会長：畑英幸 会計：岡部成行^{しげゆき} 広報：岡部成行^{しげゆき}

参考：とんぼ玉クラブホームページから予約ができます。

<http://snt.jk.com/tonbotama/>

とんぼ玉ブログは携帯電話でも見ることや予約もができます。

<http://tamanotonbo.blogspot.com/>

とんぼ玉クラブ活動記録ブログ

<http://blog.livedoor.jp/tonbotamal/>